

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第62号)の概要

公布:平成19年5月30日

背景

廃棄物の海洋投棄に係る規制強化の国際的な流れを受けたロンドン条約96年議定書の締結に向けた対応

地球温暖化対策としてのCO₂海底下地層貯留の重要性に対する認識の国際的な高まり

ロンドン条約96年議定書の概要

・廃棄物の海水への投棄を原則禁止等 →

H16法改正
で措置済み

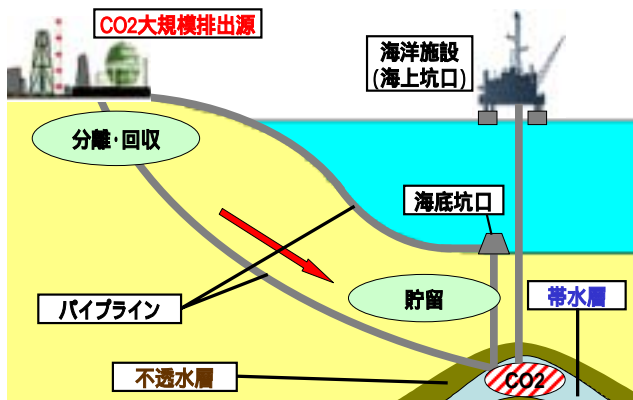
・廃棄物を海底下に廃棄すること()を原則禁止
(一部の廃棄物については許可制のもと廃棄可能)

() 船舶及び海洋施設等からの廃棄()に限られる。

平成19年通常国会において議定書の承認案が可決・成立

海洋環境への影響を防止しつつ海底下廃棄できるものとして、CO₂を規定

二酸化炭素海底下地層貯留のイメージ



ロンドン条約96年議定書及び我が国の実態を踏まえ、陸域からの廃棄()を含め、以下の事項に係る法的枠組みを整備することが必要となった。

廃棄物の海底下廃棄を原則禁止

CO₂海底下地層貯留による海洋環境への影響を防止

改正法の骨子

1. 廃棄物の海底下廃棄の原則禁止

廃棄物を海底の下に廃棄することを、2の許可を受けた場合を除き、禁止する。

2. CO₂の海底下廃棄に係る許可制度の創設

- (1) CO₂を海底の下に廃棄しようとする者(陸域から廃棄しようとする者を含む。)は、環境大臣の許可を受けなければならないこととする。
- (2) (1)の許可を受けようとする者は、環境影響を評価しなければならないこととする。
- (3) 許可を受けてCO₂を海底の下に廃棄する者は、海洋環境の保全に障害を及ぼさないよう廃棄し、また、海洋環境を監視しなければならないこととする。 等